

高幡保護区保護司会会則

平成11年4月1日施行
平成13年8月24日一部改正
平成16年6月7日一部改正
平成23年5月12日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成29年5月12日一部改正

(名称)

第1条 本会は、高幡保護区保護司会とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を高知県高岡郡四万十町榊山町571-7四万十町農村環境改善センター1階「更生保護サポートセンター高幡」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、保護司法（昭和25年法律第204号。以下「法」という。）第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため必要な活動及び事業を行なう。

- (1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) 保護司の職務に関する研修
- (5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動
- (7) 更生保護サポートセンターの運営保護司の任務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づくものを除く。）。)
- (8) 更生保護サポートセンターの運営
- (9) 関係機関との連絡調整

2 前項に掲げるほか、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び会員の慶弔
- (2) その他前項の目的を達成するために必要と認める活動

(会員)

第5条 本会は、高幡保護区に配属されている保護司を会員とする。

(担当)

第6条 本会に、第4条の活動を遂行するため、次の担当を設け、それぞれ担当は会長が指名する。

- (1) 庶務・会計担当
- (2) 研修担当

- (3) 社会を明るくする運動担当
- (4) 更生保護女性会・BBS担当
- (5) 社会貢献活動担当

(分区)

第7条 本会に、次のとおり分区を設け、各分区から1人以上の理事を推薦し、それぞれ分区長を置く。

窪川分区長

大正分区長

十和分区長

(更生保護サポートセンター)

第8条 本会に、更生保護サポートセンターを置く。

2 更生保護サポートセンターには、更生保護サポートセンター長(以下「センター長」という。)を置く。

3 センター長は、会長の命を受け会務を掌理する。

第2章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。ただし、顧問を置くことができる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) センター長 1人
- (5) 理事 6人以上10人以内
- (6) 顧問 若干名
- (7) 監事 1人以上2人以内

(役員を選任)

第10条 理事は、会員の中から総会において選任する。ただし、各分区から1人以上の理事を選任しなければならない。

2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

3 事務局長及びセンター長は、理事の中から会長が指名し、総会において承認を得る。

4 顧問は、会長が指名し、総会において承認を得る。

5 監事は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員の時は、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき、会務を執行する。

4 分区長は、分区内の連絡調整及びその運営にあたる。

5 事務局長は、本会の庶務、会計等を処理する。

6 センター長は、更生保護サポートセンターの運営にあたる。

7 顧問は、求めに応じ指導助言を行う。

8 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、理事会に諮り理事会の議決により補欠するものとする。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が選出されるまではその職務を行う。但し、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りではない。

第3章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 会員の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。

(理事会)

第15条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は必要に応じて、会長が招集する。

3 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会には、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長が行う。

(会議の定足数)

第17条 会議は、構成員の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第4章 会計等

(経費)

第19条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、総会の決議により定めなければならない。

(事業報告及び決算報告)

第22条 本会の事業報告及び決算は、毎年度終了後60日以内に監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。

第5章 雑則

(会則の変更)

第23条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。

(施行細則)

第24条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

付 則

- 1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 従前の高幡地区保護司会の会計等は、本会に継承するものとする。
- 3 本会の、設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず次に掲げるものとする。

会長 武内勇

副会長 田井宣男

副会長 島井和喜

事務局・会計 菅原明良

監事 窪田拓

監事 土居孜子

- 4 本会の、設立当初の役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、本会則施行の日から平成11年度の総会の日までとする。

付 則

この会則は、平成13年8月24日から施行する。

【改正内容】

- 1) 第9条改正(役員の選任) 本会の役員に「顧問」を加える。顧問は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 2) 第10条改正(役員の職務) 顧問の職務は会長の求めに応じて指導助言を行うものとする。

付 則

この会則は、平成16年6月7日からとする。

【改正内容】

- 1) 第7条改正(分区) これまで「窪川分区・幡多分区(大正町・十和村)」としていたものを「窪川分区・大正分区・十和分区」の3分区に改める。
- 2) 第8条改正(役員) 分区長は副会長を兼ねることから、分区が窪川・大正・十和の3分区となったため、副会長の定数を3人に改める。

付 則

この会則は、平成23年5月12日から施行する。

【改正内容】

- 1) 第2条改正(事務所) 事務所を会長宅に改める(旧事務所は窪川町社会福祉協議会)

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

【改正内容】

- 1) 第4条改正(活動) 保護司の公務災害条項を7号として追加した。

付 則

この会則は、平成29年5月12日から施行する。

【改正内容】

- 1) 第2条改正(事務所) 事務所の位置を会長宅から更生保護サポートセンター高幡に変更した。
- 2) 第4条改正(活動) 更生保護サポートセンターの運営を第8号に、関係機関との連絡調整を第9号に加えた。また、第2項として保護司会の親睦活動等を事業として追加した。
- 3) 第6条改正(担当) これまで6分野の担当であったのを再編して、5つの担当とした。
- 4) 第8条新設(更生保護サポートセンター) 更生保護サポートセンター高幡の設置に伴い、サポートセンターの条項を設け、8条を9条とし、それ以降の条を1条ずつ繰り下げた。
- 5) 第9条改正(役員) 副会長を1人制とし、新たに事務局長・センター長を設けた。理事の定数を、6人以上10人以内(旧・6人以上8人以内)に改め、監事の定数を、1人以上2人以内(旧・2人)に改めた。
- 6) 第10条改正(役員を選任) 理事の選任方法を分区選任から総会選任に改め、分区の理事定数を廃止した。会長を理事会での互選とした。
- 7) 第16条改正(議長) 総会の議長を会長とした。